

## 報告事項（その3）公益社団法人 日本都市計画学会 細則の改正について

### 1. 公益社団法人 日本都市計画学会 細則改正の趣旨

本会は、平成23年10月に公益社団法人の学術団体として新たな一歩を踏み出し、公益社団法人への移行後は、新定款・細則・諸規程に基づき会務の適正かつ円滑な執行を進めてまいりました。

このような中、本会を取り巻く環境の変化が大きく、会務運営及び企画立案並びに情報受発信の更なる強化が求められております。また、都市計画に関連する実務者及び関連団体との連携が一層強化されることが喫緊の課題であります。これらに対応するため、理事会にて協議を重ね、会務運営及び企画立案並びに情報受発信を事業目的とし、情報委員会と総務・企画委員会を統合いたします。さらに都市計画CPD制度及び他団体との連携を担う、社会連携委員会を新設いたします。

平成27年度は、本会規程等の改正・制定作業を進め、それを反映する改正を行いました。

本会の会務の執行上最も基盤となる細則の一部改正を、平成27年3月理事会で議決いたしましたのでご報告いたします。

### 2. 主な改正事項

主な改正事項は、次のとおりである。

#### 1) 常置委員会の統合・新設関連事項

細則（旧）

第15条（常置委員会）

本会の会務を執行するため、以下の常置委員会を設置する。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 事業委員会
- (5) 情報委員会
- (6) 国際委員会
- (7) 表彰委員会

細則（新）

第15条（常置委員会）

本会の会務を執行するため、以下の常置委員会を設置する。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 事業委員会
- (5) 国際委員会
- (6) 表彰委員会
- (7) 社会連携委員会

#### 2) 定時総会の時期

細則（旧）

第7条（定時総会の時期）

定款第12条に規定する定時総会の時期は、毎事業年度終了後 2 箇月以内とする。

細則（新）

第7条（定時総会の時期）

定款第12条に規定する定時総会の時期は、毎事業年度終了後 75 日以内とする。

#### 3) 表彰関連事項

細則（旧）

第19条（日本都市計画学会賞）

2 学会賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 石川賞及び石川奨励賞
- (2) 論文賞及び論文奨励賞
- (3) 計画設計賞及び計画設計奨励賞
- (4) 年間優秀論文賞及び優秀ポスター賞

細則（新）

第19条（日本都市計画学会賞）

2 学会賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 石川賞及び石川奨励賞
- (2) 論文賞及び論文奨励賞
- (3) 計画設計賞及び計画設計奨励賞
- (4) 年間優秀論文賞